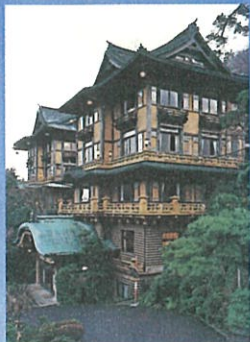


有効な活用に、有利な支援。

文化財登録制度の支援措置

改修のための設計料 50%を国が補助。

※保存・活用するために必要な修理の設計監理費。



法人が行う改修の資金を
低利で融資

文化財登録を表示する
**プレートを
交付**

家屋の固定資産税の
税額を軽減

登録制度は、さまざまな建造物を自由に活用しながら保存する制度です。住宅・事務所・橋・トンネル・煙突・塀……。
お持ちの建造物を資産として活かし、地域文化の継承・活性化にご協力ください。

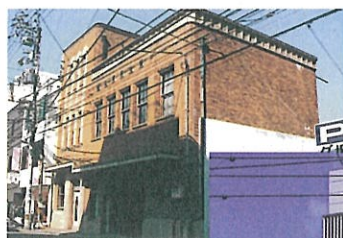
登録を受けると

有効活用を支援・補助する、さまざまな措置が受けられます。

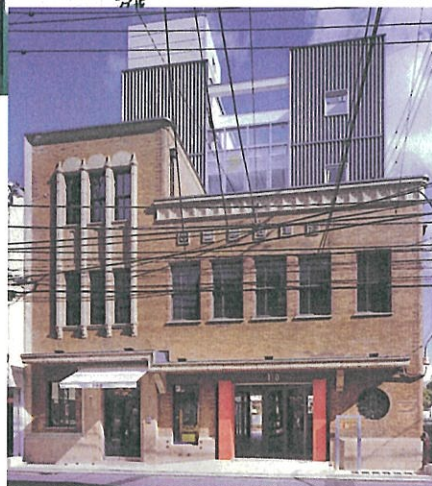
補助

設計監理費の50%を補助

保存・活用のための修理を行う場合、その修理に必要な「設計監理費」の50%を国が補助します。補助の要件等の詳細は、文化庁まで。



【保存改修の事例】
Before



徳島市・高原ビル（写真提供：中川建築デザイン室）

土地改良施設の場合は

地方公共団体や土地改良区が行う保全のための計画策定等に必要な費用の50%（限度額の範囲内）、保全のための整備事業に必要な費用の50%（沖縄の場合は75%）を国が補助します。詳細は農林水産省構造改善局〈03-3502-8111（代）〉計画策定は計画部事業計画課（内線3758）・整備事業は建設部水利課（内線3822）まで

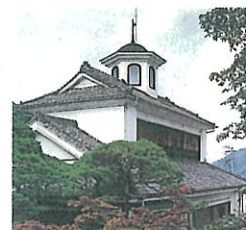
税制優遇

敷地の地価税を2分の1に軽減

文部大臣が発行する証明書に基づき軽減されます。証明書の発行等の詳細は、文化庁まで。

家屋の固定資産税の2分の1以内を軽減

登録された物件が所在する市町村が独自の判断で適宜軽減をすることができます。軽減率等の詳細は、所在する市町村の教育委員会または文化庁まで。



低利融資

法人（宗教法人をのぞく）が所有する場合

一定の要件を満たす場合、登録物件にかかる設備（土地、建物・構築物、機械器具）の取得（改修・補修を含む）に必要な資金を、日本開発銀行（地域により北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫も可）から低利で融資を受けられます。返済は措置後分割返済で、利息は固定金利による後払いです。日本開発銀行の場合、対象工事費の30%を上限とし、民間金融機関の協調融資が原則です。融資の相談・申し込みや金利、融資期間、担保等については日本開発銀行本店〈東京都千代田区大手町1-9-1 03-3244-1752〉または全国の支店・事務所まで。

その他

- 修理や管理についての専門的なアドバイスを文化庁から受けることができます。申し込み方法等の詳細は、文化庁まで。
- 登録されたことを証明・表示する「登録有形文化財プレート」が、文化庁から交付されます。

登録を受けるには

物件が所在する市町村または都道府県の教育委員会に相談し、文化庁に登録をお申し込みください。

調査をしたことがない建造物の場合

所在する市町村または都道府県の教育委員会から、文化財保護審議会委員、教員等の学識経験者、文化財修理の経験がある建築士等の専門家を紹介してもらい、所有する建造物の価値を証明する調書（意見書）を作成してもらう必要があります。価値が認められた場合には、これをもとに教育委員会が文化庁に登録の推薦をすることができます。

すでに専門家による調査をしたことがあり、価値が認められている建造物の場合

文化庁や都道府県が行った調査で評価されているものや日本建築学会、土木学会等の関連する学会が評価しているもの等が該当します。所在する市町村または都道府県の教育委員会、もしくは文化庁に登録を希望する旨のご連絡をいただければ、登録の手続きに入ります。

【文化財登録制度】についてのお問い合わせは

文化庁

文化財保護部建造物課

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2 TEL 03-3581-4211（代）内線（2797・2793）FAX 03-3591-0278